

鹿 児 島 県 公 報

令和 4 年 12 月 6 日 (火) 第 369 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 保安林の指定 (森づくり推進課取扱い) 1
- 保安林の指定予定 (2件) (森づくり推進課取扱い) 1
- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止 (社会福祉課取扱い) 2
- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の変更事項の届出 (3件) (社会福祉課取扱い) 3
- 市街地再開発組合の事業計画の変更の認可 (建築課取扱い) 3

正 誤

- 鹿児島県公報第323号の3 (令和4年6月28日付け) の一部訂正 (※)
(中小企業支援課取扱い) 4

告 示

鹿児島県告示第850号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和4年12月6日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林の所在場所
日置市東市来町湯田字山下平2463番, 2464番3, 2467番2
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び日置市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第851号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和4年12月6日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所
鹿児島市本名町6924番17

- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿児島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第852号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和 4 年 12 月 6 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所
鹿児島郡三島村黒島字向川161番
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び三島村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第853号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

令和 4 年 12 月 6 日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	所 在 地	廃止年月日
今村歯科クリニック	指宿市山川成川180の3	令和4年10月4日
有馬消化器内科クリニック	薩摩川内市原田町27番1号	平成30年11月27日
みらい薬局本店	霧島市国分中央一丁目25-17	令和4年9月30日
吉井整形外科内科クリニック	出水市平和町330番地	令和4年10月31日
有限会社大誠堂薬局	指宿市山川入船町55番地	令和4年10月31日
わかば薬局	西之表市西之表7186番地1	令和4年11月1日
たもつクリニック	日置市伊集院町麦生田338番地5	令和4年9月30日
あいあい歯科	始良市西餅田3344-2並木ビル1 F	令和4年9月30日

鹿児島県告示第854号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更の届出があった。

令和4年12月6日

鹿児島県知事 塩田康一

名称及び所在地	変更事項	変更内容		変更年月日
		変更前	変更後	
まえ歯科クリニック 始良市加治木町新生町218-1	名称	ともり歯科医 院	まえ歯科クリ ニック	令和4年 6月16日

鹿児島県告示第855号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更の届出があった。

令和4年12月6日

鹿児島県知事 塩田康一

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項	変更内容		変更年月日
			変更前	変更後	
社会福祉法人御領福祉会 南九州市穎娃町御領 3450番地2	のぎく園デイサービス 南九州市穎娃町御領 3450番地2	事業所の名称	デイサービスセンター招福園	のぎく園デイサービス	令和4年4 月1日
		事業所の所在地	南九州市穎娃町御領830番地	南九州市穎娃町御領3450番地2	

鹿児島県告示第856号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定施術機関から次のとおり変更の届出があった。

令和4年12月6日

鹿児島県知事 塩田康一

氏名	施術所の名称及び所在地	変更事項	変更内容		変更年月日
			変更前	変更後	
宮内信男	在宅鍼灸こころ 鹿屋市札元二丁目 3664-10コロシウム ガーデン105号	施術所の名称	おにがはら治療 院	在宅鍼灸こころ	令和4年11 月1日
		施術所の所在地	鹿屋市打馬一丁目18番36号	鹿屋市札元二丁目3664-10コロシウムガーデン105号	

鹿児島県告示第857号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により、市街地再開発組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和4年12月6日

鹿児島県知事 塩田康一

- 市街地再開発組合の名称
中央町19・20番街区市街地再開発組合
- 事業施行期間

平成28年12月9日から令和5年3月31日まで

3 施行地区

鹿児島市中央町19番1から19番7まで、19番9から19番21まで、19番23から19番39まで、
20番1から20番8まで、20番12から20番18まで、20番20及び20番21

4 事務所の所在地

鹿児島市中央町22番地16

5 設立認可の年月日

平成28年12月9日

6 変更の認可の年月日

令和4年11月21日

正 誤

令和4年6月28日付け鹿児島県公報第323号の3中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	2	訂正箇所	上から 23行目	誤	別表第1事業再生支援資金の項
				正	別表第1セーフティネット対応資金の項中 「 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td>同上</td><td>5,000万円</td></tr></table> 」を「 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td>運転設備</td><td>5,000万円</td></tr></table> 」に改め、同表 事業再生支援資金の項
同上	5,000万円				
運転設備	5,000万円				